

令和8年3月19日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和7年度北塩原村農業委員会総会3月定例会 議事録

1. 開催日時

令和8年3月19日（木）午後1時30分～2時20分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	岩田多吉	出
農業委員	1	五十嵐大	出
〃	2	小椋隆子	出
〃	3	中川博之	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武藤吉博	出
〃	—	武藤正	出
〃	—	五十嵐忠之	出
〃	—	高畑忠弘	出
〃	—	佐藤周	出
〃	—	佐藤照明	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し、6名全員が出席した。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 提出議案
 - ・議案第1号
農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - ・議案第2号
農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第5 協議事項
 - ・令和8年度北塩原村農作業料金協定表について
 - ・令和8年度最適化活動の目標等の設定について
- 第6 その他
 - ・令和7年度利用状況調査の結果について
 - ・農業委員・推進委員の応募状況について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 遠 藤 久 彦
事務局 係 長 遠 藤 和 広
事務局 副 主 査 竹 田 祐 菜

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和7年度北塩原村農業委員会定例総会3月定例会を開会いたします。
会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

今月は推進委員全員を招集し、6名全員に出席頂いております。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、2番 小椋隆子委員、3番 中川博之委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告と説明をお願いします。

■事務局

（ 事務局報告・説明 ）

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。

■議長

議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第1号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、3ページをご覧ください。

1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は〇〇〇〇さん、88歳、北山地区の方です。
譲受人は息子さんの〇〇〇〇さんです。

2、申請する農地の所在地及び面積は北山及び下吉地区の農地7筆、面積は合計3,906㎡
でございます。

3、権利を設定しようとする事由については生前贈与となります。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は所有権移転。
権利の設定時期及び期間は農業委員会の許可の日から永年となります。なお、生前贈与です
ので無償での取引となります。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおり
でございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、5～11ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、
許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和8年3月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。

以上で、番号1番について朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼喜久雄委員

生前贈与とのことで許可相当だと判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

つづいて、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第2号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、12ページをご覧ください。

1、申請当事者の氏名等について、貸付人は〇〇〇〇〇さん、74歳、大久保地区の方です。借受人の方は北山地区の〇〇〇〇さんです。

2、申請する農地の所在地及び面積は大塩字〇〇〇の農地2筆、地目は田で、面積は合計2,155㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は高齢による経営縮小のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は賃借権設定。
権利の設定時期及び期間は令和8年4月1日から10年間。賃借料の額は8,700円で4,000円/10aです。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、13・14ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、1番、五十嵐大委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和8年3月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。
以上で、番号1番について朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

本件の調査委員であります、1番、五十嵐大委員より報告をお願いします。

■1番 五十嵐大委員

許可相当だと判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第２号、番号１番、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、申請のとりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

つづいて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、15ページをご覧ください。

[illegible]

2、申請する農地の所在地及び面積は北山字〇〇の××番地、地目は田で、面積は 2,108 m²でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は高齢による経営縮小のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は賃借権設定。

権利の設定時期及び期間は令和8年4月1日から10年間。

賃借料の額は 31,620 円で 15,000 円/10a です。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、16・17ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、５番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和8年3月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。

以上で、番号2番について朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より報告をお願いします。

■ 5 番 蓮沼喜久雄委員

許可相当だと判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号２番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第２号、番号２番、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、申請のとおりにこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

つづいて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、18ページをご覧ください。

[illegible]

2、申請する農地の所在地及び面積は北山字〇〇の農地3筆、地目は田で、面積は合計8,716㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、貸付人は兼業等による経営縮小のため、借受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は賃借権設定。

権利の設定時期及び期間は令和8年4月1日から10年間。

賃借料の額は130,740円で15,000円/10aです。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、19・20ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和8年3月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。

以上で、番号3番について朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼喜久雄委員

許可相当だと判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号3番について、申請の通りこれを適当と認め、決定することに

ご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、番号3番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

それでは、協議事項に入ります。

令和8年度北塩原村農作業料金協定表について、事務局より説明をお願いします。

(令和8年度北塩原村農作業料金協定表について説明)

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。原案のとおりこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご異議なしと認めます。原案のとおり承認されましたのでお手元の(案)については消していただきたいと思います。

なお、協定表については村のホームページへ公開、4月10日の区長便で全戸配布することといたします。

■議長

続いて協議事項の２点目、「令和８年度 最適化活動の目標の設定等について」事務局から説明をお願いします。

（ 令和８年度最適化活動の目標の設定等について説明 ）

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ な し ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。原案のとおりこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ な し ）

■議長

ご異議なしと認めます。本件については協議内容を元に作成後、提出することとします。

■議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。事務局から連絡があります。

事務局お願いします。

■事務局

（ 令和７年度利用状況調査結果について ）

（ 農業委員・推進委員の応募状況について ）

■事務局長

ありがとうございました。

この件についてご質問等ございますか。

■委員

(な し)

■事務局長

他に何かございますか。

■委員

(な し)

■事務局長

以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会 3 月 定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

令和 8 年 3 月 1 9 日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ⑩

議事録署名委員 2 番 小椋 隆子 ⑩

議事録署名委員 3 番 中川 博之 ⑩